

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：木材産業） 事業者向け（案）

1 作業安全確保のために必要な対策を講じる

（１）人的対応力の向上（共通規範 3（１）関係）

- ① 作業事故防止に向けた方針を表明し、具体的な目標を設定する。
- ② 知識、経験等を踏まえて、安全対策の責任者や担当者を選任する。
- ③ 作業安全に関する研修・教育等を行う。外国人技能実習生等を受け入れている場合は、確実に内容を理解できる方法により行う。また、作業安全に関する最新の知見や情報の幅広い収集に努める。
- ④ 適切な技能や免許等が必要な業務には、有資格者を就かせる。
- ⑤ 職場での朝礼や定期的な集会等により、作業の計画や安全意識を周知・徹底する。
- ⑥ 安全対策の推進に向け、従事者の提案を促す。

（２）作業安全のためのルールや手順の順守（共通規範 3（２）関係）

- ① 関係法令等を遵守する。
- ② 木材加工用機械等、資機材等の使用に当たっては、取扱説明書の確認等を通じて適切な使用方法を周知・徹底する。
- ③ 作業に応じ、安全に配慮した服装や保護具等を着用させる。
- ④ 日常的な確認や健康診断、ストレスチェック等により、健康状態の管理を行う。
- ⑤ 作業中に必要な休憩を設ける。また、暑熱環境下では水分や塩分摂取を推奨する。
- ⑥ 作業安全対策に知見のある第三者等によるチェック及び指導を受ける。

（３）資機材、設備等の安全性の確保（共通規範 3（３）関係）

- ① 燃料や薬剤など危険性・有毒性のある資材は、適切に保管し、安全に取扱う。
- ② 機械や刃物等の日常点検・整備・保管を適切に行う。
- ③ 資機材、設備等を導入・更新する際には、無人化機械等を含め、可能な限り安全に配慮したものを選択する。

（４）作業環境の改善（共通規範 3（４）関係）

- ① 職場や個人の状況に応じ、適切な作業分担を行う。また、日々の健康状態に応じて適切に分担を変更する。
- ② 高齢者を雇用する場合は、高齢に配慮した作業環境の整備、作業管理を行う。
- ③ 安全な作業手順、作業動作、機械・器具の使用方法等を明文化又は可視化し、全ての従事者が見ることができるようにする。

- ④ 現場の危険個所を予め特定し、改善・整備や注意喚起を行う。
- ⑤ 4 S（整理・整頓・清潔・清掃）活動を行う。

（５）事故事例やヒヤリ・ハット事例などの情報の分析と活用

（共通規範３（５）関係）

- ① 行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事故事例やヒヤリ・ハット事例を積極的に収集・分析・共有し、再発防止策を講じるとともに危険予知能力を高める。
- ② 実施した作業安全対策の内容を記録する。

２ 事故発生時に備える

（１）労災保険への加入等、補償措置の確保（共通規範４（１）関係）

- ① 経営者や家族従事者を含めて、労災保険やその他の補償措置を講じる。

（２）事故後の速やかな対応策、再発防止策の検討と実施（共通規範４（２）関係）

- ① 事故が発生した場合の対応（救護・搬送、連絡、その後の調査、労基署への届出、再発防止策の策定等）の手順を明文化する。

（３）事業継続のための備え（共通規範４（３）関係）

- ① 事故により従事者が作業に従事ができなくなった場合等に事業が継続できるよう、あらかじめ方策を検討する。

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：木材産業）
事業者向け チェックシート（案）

事業者名（工場名）	
記入者 役職・氏名	
業種 （○を付ける。複数選択可）	製材業 / 集成材製造業 / 合単板製造業 / L V L製造業 / 床材製造業 / 木材チップ製造業 / プレカット製造業 / 木材・竹材卸売業 / その他（ ）
記入日	令和 年 月 日

現在の取組状況をご記入下さい。

具体的な事項		○:実施 ×:実施していない △:今後、実施予定 ー:該当しない
1	作業安全確保のために必要な対策を講じる	
1-(1)	人的対応力の向上	
1-(1)-①	作業事故防止に向けた方針を表明し、具体的な目標を設定する。	
1-(1)-②	知識、経験等を踏まえて、安全対策の責任者や担当者を選任する。	
1-(1)-③	作業安全に関する研修・教育等を行う。外国人技能実習生等を受け入れている場合は、確実に内容を理解できる方法により行う。また、作業安全に関する最新の知見や情報の幅広い収集に努める。	
1-(1)-④	適切な技能や免許等が必要な業務には、有資格者を就かせる。	
1-(1)-⑤	職場での朝礼や定期的な集会等により、作業の計画や安全意識を周知・徹底する。	
1-(1)-⑥	安全対策の推進に向け、従事者の提案を促す。	
1-(2)	作業安全のためのルールや手順の順守	
1-(2)-①	関係法令等を遵守する。	

具体的な事項		○：実施 ×：実施していない △：今後、実施予定 －：該当しない
1-(2)-②	木材加工用機械等、資機材等の使用に当たっては、取扱説明書の確認等を通じて適切な使用方法を周知・徹底する。	
1-(2)-③	作業に応じ、安全に配慮した服装や保護具等を着用させる。	
1-(2)-④	日常的な確認や健康診断、ストレスチェック等により、健康状態の管理を行う。	
1-(2)-⑤	作業中に必要な休憩を設ける。また、暑熱環境下では水分や塩分摂取を推奨する。	
1-(2)-⑥	作業安全対策に知見のある第三者等によるチェック及び指導を受ける。	
1-(3)	資機材、設備等の安全性の確保	
1-(3)-①	燃料や薬品など危険性・有害性のある資材は、適切に保管し、安全に取扱う。	
1-(3)-②	機械や刃物等の日常点検・整備・保管を適切に行う。	
1-(3)-③	資機材、設備等を導入・更新する際には、無人化機械等を含め、可能な限り安全に配慮したものを選択する。	
1-(4)	作業環境の整備	
1-(4)-①	職場や個人の状況に応じ、適切な作業分担を行う。また、日々の健康状態に応じて適切に分担を変更する。	
1-(4)-②	高齢者を雇用する場合は、高齢に配慮した作業環境の整備、作業管理を行う。	
1-(4)-③	安全な作業手順、作業動作、機械・器具の使用方法等を明文化又は可視化し、全ての従事者が見ることができるようにする。	
1-(4)-④	現場の危険箇所を予め特定し、改善・整備や注意喚起を行う。	
1-(4)-⑤	4S（整理・整頓・清潔・清掃）活動を行う。	
1-(5)	事故事例やヒヤリ・ハット事例などの情報の分析と活用	

具体的な事項		○：実施 ×：実施していない △：今後、実施予定 －：該当しない
1-(5)-①	行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事故事例やヒヤリ・ハット事例を積極的に収集・分析・共有し、再発防止策を講じるとともに危険予知能力を高める。	
1-(5)-②	実施した作業安全対策の内容を記録する。	
2	事故発生時に備える	
2-(1)	労災保険への加入等、補償措置の確保	
2-(1)-①	経営者や家族従事者を含めて、労災保険やその他の補償措置を講じる。	
2-(2)	事故後の速やかな対応策、再発防止策の検討と実施	
2-(2)-①	事故が発生した場合の対応(救護・搬送、連絡、その後の調査、労基署への届出、再発防止策の策定等)の手順を明文化する。	
2-(3)	事業継続のための備え	
2-(3)-①	事故により従事者が作業に従事ができなくなった場合等に事業が継続できるよう、あらかじめ方策を検討する。	

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：木材産業） 事業者向け 解説資料（案）

はじめに：本解説資料について

「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：木材産業）」（以下、「個別規範」という。）は、農林水産省に設置された「農林水産業・食品産業の現場の新たな作業安全対策に関する有識者会議」の議論を経て、林野庁において定めたもので、木材産業の事業者や事業者団体が、作業安全対策の推進のために取り組むべき事項を示したものです。

本解説資料は、個別規範の各項目の内容を補足するものであり、その詳細や必要性、背景等を解説したものですので、個別規範の活用にあたり、必要に応じ御参照ください。

なお、個別規範の各取組は、事業者の事業内容や規模等により、労働安全衛生法令やガイドライン等（以下「法令等」という。）において既に義務化や取組を推奨されていたり、他の既存の制度等と内容が重複するものもあります。

ある取組について、個別規範に位置付けられたことで、既存の法令等や制度における位置付けが影響を受けるものではありませんが、

- 法令等における義務付け等がなされている取組であれば、引き続き実施していただくとともに、当該取組がマンネリ化・形骸化していないかのチェック等に個別規範を御活用いただくことを想定しています。
- 法令等における義務付け等がなされていない取組については、実施することを新たに義務付けるものではありませんが、個別規範に従い、経営の状況等に応じて可能な取組を実施していただくよう、お願いいたします。

※ 本解説書に記載のある「従事者」には、作業に従事する経営者及び同居親族を含みます。

1 作業安全確保のために必要な対策を講じる

1－(1) 人的対応力の向上

1－(1)－① 作業事故防止に向けた方針を表明し、具体的な目標を設定する。

【取組の必要性】

労働契約法では、経営者に安全配慮義務が規定されています。作業事故防止のためには、経営のトップや事業場の責任者が従事者の安全を経営課題として認識し、作業事故防止に向けた方針を表明することが極めて重要です。

また、作業事故防止のためには、具体的な対策に取り組む必要があります。そのため、作業事故防止に向けた具体的な取組の目標を設定し、従事者が常にそれを意識して行動できるようにすることが重要です。

【具体的な取組内容等】

「作業従事者との良好なコミュニケーションのもとに、安全の確保を実現する」、「関係法令の遵守と必要な研修・教育等の実施」、「継続的な安全水準の向上を目指す」など、こうしたいという姿を方針として作成し、従事者全員に周知しましょう。

また、「当該年度において作業安全に関する点検等を行う回数」、「当該年度における作業安全に関する研修等への参加回数」など、作業事故防止に向けた具体的な取組の目標を設定し、従事者全員に周知しましょう。

（参考） 労働契約法

使用者（その使用する労働者に対して賃金を支払う者のことです。）は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする（労働契約法第5条）。

1－(1)－② 知識、経験等を踏まえて、安全対策の責任者や担当者を選任する。

【取組の必要性】

作業事故防止の取組を円滑に進めるためには、知識や経験のある者を安全対策の責任者や担当者とした体制を整えることが必要です。

【具体的な取組内容等】

労働安全衛生法では、業種・事業場の規模に応じて、一定の資格を有する者から安全管理者等の選任を義務付けています。安全管理者は、作業場等の巡視のほか、設備・器具の定期的な点検、安全関係の教育・訓練の実施、発生した事故の原因調査・対策の検討等を行います。

選任義務のない事業場でも、安全対策の責任者や担当者を決めて安全対策に取り組

みましょう。また、選任した際は全ての従事者に周知しましょう。

（参考） 法令上の主な義務等

一定の業務及び規模の事業場ごとに、安全に関する担当者を選任する義務があります（労働安全衛生法第 10 条、第 11 条、第 12 条及び第 12 条の 2）。

【木材・木製品製造業の場合】

選任する担当者と該当する事業場	
総括安全衛生管理者	： 常時使用する労働者数が 300 人以上の事業場
安全管理者	： 常時使用する労働者数が 50 人以上の事業場
衛生管理者	： 常時使用する労働者数が 50 人以上の事業場
安全衛生推進者等	： 常時使用する労働者数が 10 人以上 50 人未満の事業場

注）労働者には、パートタイマーや期間従業員等も含む。

【建築材料（木材、材木、銘木及び合板等）卸売業の場合】

選任する担当者と該当する事業場	
総括安全衛生管理者	： 常時使用する労働者数が 1,000 人以上の事業場
衛生管理者	： 常時使用する労働者数が 50 人以上の事業場
衛生推進者	： 常時使用する労働者が 10 人以上 50 人未満の事業場

注）労働者には、パートタイマーや期間従業員等も含む。

【作業主任者】

労働災害を防止するための管理を必要とする作業では、免許を受けた者又は技能講習を修了した者のうちから、作業主任者を選任し、その者に労働者の指揮等を行わせる義務があります（労働安全衛生法第 14 条）。

作業主任者の選任が必要な主な作業		
・ 木材加工用機械作業	・ 乾燥整備作業	・ はい作業
・ ボイラー取扱い作業	・ 酸素欠乏危険作業	・ プレス機械作業
・ 有機溶剤作業	・ 特定化学物質作業	等

注）労働安全衛生法では、上記以外にも一定の業務に係る作業主任者等の選任義務がある。

（参考） 管理者等の要件と業務

管理者等	資格要件	業務内容
総括安全衛生管理者	なし (ただし、事業場においてその事業を統括管理する者をもって充てなければならない。)	安全管理者、衛生管理者等を指揮するとともに、以下の業務を統括管理 ・ 危険又は健康障害を防止するための措置 ・ 安全又は衛生のための教育の実施 ・ 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置 ・ 労働災害の原因調査及び再発防止対策 等
安全管理者	・ 大学、高等専門学校における理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後 2 年以上産業安全の実務に従事した経験を持ち、厚生労働大臣が定める研修	・ 建築物、設備、作業場所又は作業方法等に危険がある場合の応急措置又は適当な防止措置 ・ 安全装置、保護具その他危険防止のための設備・器具

	(安全管理者選任時研修)を修了した者 ・大学、高等専門学校における理科系統の課程以外の正規の課程を修めて卒業した者で、その後4年以上産業安全の実務に従事した経験を持ち、厚生労働大臣が定める研修(安全管理者選任時研修)を修了した者 ・7年以上産業安全の実務に従事した経験を持ち、厚生労働大臣が定める研修(安全管理者選任時研修)を修了した者 ・労働安全コンサルタント等	の定期的点検及び整備 ・作業の安全についての教育及び訓練 ・発生した災害原因の調査・対策の検討 等
衛生管理者	・第一種衛生管理者免許を有する者 ・衛生工学衛生管理者免許を有する者 ・医師 ・歯科医師 ・労働衛生コンサルタント等	・少なくとも週1回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときの健康障害を防止するための措置 ・以下の①から④等のうち衛生に関する技術的事項の管理 ①危険又は健康障害を防止するための措置 ②安全又は衛生のための教育の実施 ③・健康診断の実施その他の健康の保持増進のための措置 ④労働災害防止の原因の調査及び再発防止対策
安全衛生推進者等	所定の講習を修了した者 等	総括安全衛生管理者に同じ (衛生推進者の場合は、衛生に係る業務に限る)

1-(1)-③ 作業安全に関する研修・教育等を行う。外国人技能実習生等を受け入れている場合は、確実に内容を理解できる方法により行う。また、作業安全に関する最新の知見や情報の幅広い収集に努める。

【取組の必要性】

作業事故を防止するためには、研修・教育等により、事業場内のリスクや、正しい作業手順等を従事者が十分に理解し、身に付けることが重要です。

また、作業安全の取組に役立つ情報を積極的に集め、自らの取組に取り入れていくことが重要です。

【具体的な取組内容等】

労働安全衛生法では、雇入時、作業内容の変更時など一定の場合に、安全衛生教育を義務付けています。義務の有無に関わらず、事業場の実情に応じて、誰に対してどのような教育が必要なのかを検討し、教材等を整備し、計画的に研修・教育等を実施しましょう。なお、雇入時・作業内容の変更時の教育は、パートタイマー・アルバイトも対象です。しっかりと体得させてから現場に出すことが望めます。特に、外国人技能実習生等を受け入れている場合については、母国語等を用いる、視聴覚教材を用いる等、内容を確実に理解できる方法により行いましょう。併せて、事業場内の作業安全に関する標識、掲示等については、図を用いて解説し、母国語で注意喚起する等の配慮に努めましょう。

また、林野庁、厚生労働省、都道府県、林業・木材製造業労働防止協会等が発行する教材や啓発資料、開催するセミナーや講習会に参加することなどを通じ安全対策に関する情報を積極的に収集し、活用しましょう。

なお、作業そのものの習熟化や効率化を図るための研修を受けることも、結果的に安全の向上に繋がりますので、技術向上に向けた研修も適宜実施しましょう。

(参考) 法令上の主な義務等

【雇い入れ時等の教育】

労働者を雇い入れたとき、労働者の作業内容を変更したときは、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行う義務があります（労働安全衛生法第 59 条）。

教育すべき事項は、機械等の取扱い方法等、安全装置等の取扱い方法等、作業手順、作業開始時の点検、整理、整頓及び清潔の保持、事故時等における応急措置・退避等です。

【危険又は有害な業務に従事する際の特別教育】

危険又は有害な業務に労働者をつかせるときは、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行う義務があります（労働安全衛生法第 59 条第 3 項）。

特別教育を必要とする業務（労働安全衛生法第 36 条）	
・ 研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務	
・ 動力プレスの金型、シャーの刃部又はプレス機械若しくはシャーの安全装置若しくは安全囲いの取付け、取外し又は調整の業務	
・ 最大荷重 1 トン未満のフォークリフトの運転の業務	
・ チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務	等

危険又は有害な業務に現に就いている者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行うよう努力する義務があります（労働安全衛生法第 60 条の 2）。

【安全管理者等に対する教育】

安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者その他労働災害の防止のための業務に従事する者に対し、これらの者が従事する業務に関する能力の向上を図るための教育、講習等を行い、又はこれらを受ける機会を与えるよう努力する義務があります（労働安全衛生法第 19 条の 2）。

【新任職長等に対する教育】

新たに職務に就くこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者（作業主任者を除く。）に対し、安全又は衛生のための教育を行う義務があります（労働安全衛生法第 60 条）。

(参考) 外国人労働者に対する安全衛生教育の推進

厚生労働省は、「外国人労働者に対する安全衛生教育の推進等について」（平成 31 年 3 月 28 日付け基発 0329 第 28 号）において、外国人労働者に対する安全衛生教育及び研修を推進しています。

1-(1)-④ 適切な技能や免許等が必要な業務には、有資格者を就かせる。

【取組の必要性】

安全に作業を行うためには、適切な技能等の資格を持った者を作業に従事させることが必要です。例えば、木材加工用機械作業、フォークリフトの運転など、技能講習の受講、特別教育を受けること等が義務付けられている作業があります。

また、これらの作業に有資格者を就かせることはもとより、必要に応じて、他の従事者の技能講習の受講等を推進し、当該従事者の作業の幅を広げることは、作業内容の理解と経営の体質強化に役立ちます。

【具体的な取組内容等】

法令で技能講習が必要とされている木材加工用機械作業やフォークリフト（1トン以上）の運転、特別教育が必要とされているチェーンソー作業などを有資格者・受講者以外の者が行うことは禁止されています。必ず、技能講習の修了者等を就かせて下さい。

（参考） 法令上の主な義務等

【就業制限等】

事業者は、クレーンの運転その他の業務においては、免許を受けた者、技能講習を修了した者、その他厚生労働省令で定める資格を有するものでなければ当該業務に就かせてはなりません（労働安全衛生法第61条、労働安全衛生規則第129条）。

資格等が必要な主な業務	
木材加工用機械作業主任者の業務	等
フォークリフトの運転の業務	
ボイラーの取扱いの業務	
クレーンの運転の業務	
不整地運搬車の運転の業務	

注）労働安全衛生法では、上記以外にも資格等が必要な業務を規定しています。

（参考） 任意の認定制度の例（（公社）日本木材加工技術協会において実施）

認定資格	概要
木材接着士	木材及び木質材料の接着による製品化を安全かつ確実に行うための認定資格
木材乾燥士	木材及び木質材料の乾燥を安全かつ適確に行うための認定資格
木材切削士	木材及び木質材料の切削加工を安全かつ適確に行うための認定資格
構造用集成材管理士	構造用集成材の製品計画及び製造を安全かつ適確に行うための認定資格

1-(1)-⑤ 職場での朝礼や定期的な集会等により、作業の計画や安全意識を周知・徹底する。

【取組の必要性】

作業事故防止のためには、従事者が作業内容やスケジュール等を把握し、作業安全を常に意識することが必要です。そのため、朝礼や作業前の打合せ、定期的な集会等の場で、これらを周知・徹底することが重要です。

【具体的な取組内容等】

朝礼やミーティング等を活用し、作業内容やスケジュールとともに、安全意識を周知・徹底しましょう。その際、繁忙期や季節特性、作業事故の発生傾向や現場の危険個所の状況等を踏まえ、具体的な注意喚起を行いましょ

1-(1)-⑥ 安全対策の推進に向け、従事者の提案を促す。

【取組の必要性】

安全対策を効果的に推進するためには、安全対策の責任者だけに任せるのではなく、従事者が安全を「自分ごと」として捉え、安全対策に参画・協力することが必要です。また、従事者の有効な提案を安全対策に採用することは、従事者のモチベーション向上にも繋がります。

【具体的な取組内容等】労働安全衛生法に基づく安全衛生委員会や、各種ミーティング等、様々な機会を活用し、従事者からの安全対策に関する提案を促しましょう。

(参考) 法令上の主な義務等

【安全委員会等】

一定の業種及び規模の事業場ごとに、労働者の危険・健康障害を防止するための基本となるべき対策、労働災害の原因及び再発防止対策等について調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるための、委員会を設置し、毎月1回以上開催する義務があります。

また、委員会の開催の都度、委員会の議事概要を、常時各作業場の見やすい場所に掲示又は書面を労働者に交付するなどの方法によって、労働者に周知しなければなりません。

(労働安全衛生法第17条、第18条、第19条) (労働安全衛生規則第23条)

設置する委員会と該当する事業場	
安全委員会	: 一定の業種において、業種の区分毎に常時使用する労働者数が一定数(50人又は100人)の事業場(木材・木製品製造業は50人以上)
衛生委員会	: 常時使用する労働者数が50人以上の事業場
安全衛生委員会	: 安全委員会及び衛生委員会の両方を設けなければならないときに、それぞれを個別に設けず、あわせて一つの安全衛生委員会として設置可能

【関係労働者の意見の聴取】

安全衛生委員会等を設けている事業者以外の事業者は、安全又は衛生に関する事項について、関係労働者の意見を聴くための機会を設ける義務があります(労働安全衛生規則第23条の2)。

1－(2) 作業安全のためのルールや手順の順守

1－(2)－① 関係法令等を遵守する。

【取組の必要性】

木材産業の作業安全に関連して、様々なことが法令等で定められています。これら関係法令等の遵守は、安全確保の大前提です。

【具体的な取組内容等】

関係法令等を遵守して下さい。

なお、事業者の規模等により法令等による義務付け等がなされていない取組についても、本個別規範で定める事項については、可能な限り実施しましょう。

（参考）主な関係法令等

- | | | |
|------------------------------------|-------------------|-------------|
| ・ 労働基準法 | ・ 労働基準法施行規則 | ・ 労働契約法 |
| ・ 労働安全衛生法 | ・ 労働安全衛生法施行令 | ・ 労働安全衛生規則 |
| ・ 労働者災害補償保険法 | ・ 消防法 | ・ 毒物及び劇物取締法 |
| ・ 丸のこ盤の構造、使用等に関する安全上のガイドライン | ・ 廃棄物処理及び清掃に関する法律 | |
| ・ 帯のこ盤及び自動送材車の構造、使用等に関する安全上のガイドライン | | 等 |

1－(2)－② 木材加工用機械等、資機材等の使用に当たっては、取扱説明書の確認等を通じて適切な使用方法を周知・徹底する。

【取組の必要性】

木材加工用機械や資機材等（薬剤を含む）を誤った方法で使用すると作業事故を引き起こしかねません。機械を安全に使用するには、「機械を使う側」の取組も必要であり、機械等の操作に従事する際には、取扱説明書の確認等を通じて、当該機械等の危険性や適切な使用方法を理解することが重要です。

【具体的な取組内容等】

法令・ガイドライン、取扱説明書等の確認やメーカー等からの指導等により木材加工用機械や資機材等（薬剤を含む）の適正な使用方法や禁止事項を確認・整理し、使用する可能性のある従事者全員に周知・徹底しましょう。

特に、機械等を初めて使用する時や更新する時には事故が発生しやすいので、適正な使用方法等を必ず確認し周知を徹底しましょう。

木材加工用機械（丸のこ盤、帯のこ盤等）については、厚生労働省が作成している構造、使用等に関する安全上のガイドラインがありますので参考にしましょう。

1-(2)-③ 作業に応じ、安全に配慮した服装や保護具等を着用させる。

【取組の必要性】

作業服は、適切に着用しないと機械の回転部分に巻き込まれたり、引っかかって作業事故につながる恐れがあります。保護具も、正しく装着していないと機能が発揮されません。作業に適した服装や保護具の適切な着用は、作業事故から従事者の身を守るために不可欠です。

【具体的な取組内容等】

作業内容や作業環境に応じ、安全に配慮した服装や保護具等の着用をルール化し、全ての従事者に、正しく着用又は装着させましょう。

また、保護具等は、その機能が維持されているか、使用前後の点検、日常の保守管理も実施しましょう。

「安全に配慮した服装」とは、袖締まり、裾締まりのよい作業服など安全な作業を行うことができる服装であり、従事する作業・時期に応じて選定するようにしましょう。特に高温時にファンの付いた服装を着用したり、のこ歯やローラなどの回転部に巻き込まれるおそれのある作業については、衣類のたるみや紐類に注意し、手袋、前掛け、手ぬぐい等を着用しないようにしましょう。

「保護具等」とは、保護帽やゴーグル、安全靴、手袋といった個人用保護具等を指します。

（参考） 法令上の主な義務等

【作業帽等の着用】

事業者は、動力により駆動される機械に作業中の労働者の頭髮又は被服が巻き込まれるおそれのあるときは、当該労働者に適当な作業帽又は作業服を着用させる義務があります。また、労働者は、作業帽又は作業服の着用を命じられたときは、これらを着用する義務があります（労働安全衛生規則第110条）

【手袋の使用禁止】

事業者は、ボール盤、面取り盤等の回転する刃物に作業中の労働者の手が巻き込まれるおそれのあるときは、当該労働者に手袋を使用させてはなりません。また、労働者は、手袋の使用を禁止されたときは、これを使用してはなりません（労働安全衛生規則第111条）。

【呼吸用保護具等】

事業者は、著しく暑熱又は寒冷な場所における業務、ガス、蒸気又は粉塵を発散する有害な場所における業務等に従事する労働者に使用させるために、保護衣、保護眼鏡等適切な保護具を備える義務があります（労働安全衛生規則第593条）。

【騒音障害防止用の保護具】

事業者は、強烈な騒音を発する場所における業務においては、耳栓その他の保護具を備える義務があります。また、労働者に耳栓その他の保護具の使用を命じたときは、遅滞なく、当該保護具を使用しなければならない旨を、作業中の労働者が容易に知ることができるよう、見やすい場所に掲示しなければなりません。（労働安全衛生規則第595条）。

1-(2)-④ 日常的な確認や健康診断、ストレスチェック等により、健康状態の管理を行う。

【取組の必要性】

身体面・精神面の両面で健康でなければ、集中力が低下し作業事故が発生しやすくなります。

全ての従事者を対象として心身両面の総合的な健康の保持増進を図ることが必要です。

【具体的な取組内容等】

労働安全衛生法では、雇入時の健康診断、定期健康診断等（有害な業務の従事者のみを対象とした特殊健康診断を含む）が義務付けられています。それ以外にも、新型コロナウイルスの感染確認のための出勤前の検温のルール化、朝礼時の相互確認、作業場の巡視、ストレスチェック、メンタル・ヘルスチェック等により、従事者の健康状態を管理しましょう。

また、従事者が具合の悪いときに、遠慮せず、申し出やすい雰囲気を作成するよう、努めましょう。

（参考） 法令上の主な義務等

【産業医等】

常時使用する労働者数が 50 人以上の事業場では、医師のうちから産業医を選任する義務があります（労働安全衛生法第 13 条）。

【雇用時の健康診断・定期健康診断】

事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときや、常時使用する労働者に対し、1 年に 1 回定期的に、医師による健康診断を行う義務があります（労働安全衛生規則第 43 条、第 44 条）。

【特定業務従事者の健康診断・特殊健康診断】

事業者は、強い騒音を発する屋内作業場における業務及び有機溶剤業務に常時従事する労働者に対し、当該業務への雇入れの際、配置替えの際及びその後 6 ヶ月以内ごとに 1 回、定期的に、医師による健康診断を行う義務があります（労働安全衛生規則第 45 条、有機溶剤中毒予防規則第 29 条第 2 項）。

【行政指導により実施が義務付けられている健康診断】

ペイスギ、ネズコ、リョウブ又はラワンの粉じん等を発散する場所における業務に従事する労働者に対し、6 ヶ月に 1 回の健康診断を実施する義務があります。

1-(2)-⑤ 作業中に必要な休憩を設ける。また、暑熱環境下では水分や塩分摂取を推奨する。

【取組の必要性】

作業を長時間継続すると、疲れて集中力が低下し、作業事故が発生しやすくなります。そのため、こまめに休憩をとることは重要です。特に、冷暖房の効かない作業場においてはなおさらです。

なお、適時・適切な休憩・休息の確保は、従事者のモチベーション向上にも繋がります。

【具体的な取組内容等】

作業内容、時間、環境等に応じて必要な休憩をとりましょう。

特に、夏場等の暑熱環境下での作業は、熱中症を予防するため、空調服を着用したり、休憩をこまめに取り、水分や塩分を摂取する等の工夫をしましょう。

また、冬場等の気温の低い環境下での作業は、体が冷えて血行障害を起こすことや、体がこわばって動作がぎこちなくなり思わぬミスにより事故を起こすことがあるので、こまめに休憩を取って体を温める等の工夫をしましょう。

（参考） 法令上の主な義務等

労働時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければなりません。（労働基準法第34条）。

また、労働者の健康及び福祉を確保するために必要な終業から始業までの時間の設定に努めなければなりません。（労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第2条）。

1-(2)-⑥ 作業安全対策に知見のある第三者等によるチェック及び指導を受ける。

【具体的な取組内容等】

作業安全対策に知見のある第三者等に事業場等のチェック及び指導を受けることは、客観的に現在の安全の取組の水準を把握でき、改善点を知ることができるため、非常に効果的です。

【具体的な取組内容等】

林業・木材製造業労働災害防止協会の安全管理士や労働安全コンサルタント等による安全診断や安全パトロール、安全衛生優良企業公表制度（厚生労働省）や労働安全衛生マネジメントシステム（ISO45001）といった認証取得による審査などを通じ、安全対策に係る専門的な知見を有する第三者等によるチェック及び指導を受けましょう。

（参考）

【林業・木材製造業労働災害防止協会の安全管理士】

全国7地区に安全管理士が駐在し、労働災害防止団体法に基づき、地区内の安全衛生に関する技術指導・教育等を行っています。

【中小規模事業場安全衛生サポート事業（厚生労働省補助事業）】

無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます。（対象：原則として労働者が概ね100人未満の製造業、第3次産業及び鉱業の業種で、労災保険適用の事業場）

1－(3) 資機材、設備等の安全性の確保

1－(3)－① 燃料や薬剤など危険性・有害性のある資材は、適切に保管し、安全に取扱う。

【取組の必要性】

引火性のある燃料や健康障害を引き起こすおそれのある薬剤、塗料等の取扱いには十分注意する必要があります。それぞれの資材の危険性・有害性、適切な取扱方法・保管方法について理解し、安全に資材を使用することが重要です。

【具体的な取組内容等】

燃料（ガソリン、軽油、灯油等）、薬剤、塗料など、一定の危険性・有害性のある化学物質については、リスクアセスメント^(※)を実施し、販売元から提供された情報（適切な保管方法や取扱い上の注意、危険性・有害性等）に従事者全員に周知し、安全に使用させる必要があります。

また、燃料や薬剤等については、適正な容器、方法等により保管する必要があります。なお、適切な保管や取扱いが行われているか、定期的に確認を行いましょう。

（1）化学物質

燃料（ガソリン、軽油、灯油等）、薬剤、塗料など、一定の危険性・有害性のある化学物質については、労働安全衛生法により、取り扱う事業場内でのリスクアセスメント^(※)を実施する義務、販売元から提供されるSDS（安全データシート）に記載された危険性・有害性や適切な取扱方法・保管方法等を確認し、作業従事者に周知する義務があります。

なお、これらが義務とされていない化学物質もありますが、安全というわけではないため、同様の対応を行いましょう。

（2）燃料

燃料（ガソリン、軽油、灯油等）の容器には適正なものを使用し、専用の場所に保管しましょう。保管場所では消火器を備え、火気を厳禁するとともに、関係者以外が立ち入らないように施錠しましょう。ガソリンを保管する場合は、気化ガスが滞留しないよう常に換気しましょう。

所轄の消防署にも、保管方法等に問題がないか、指導を受けましょう。

（3）有機溶剤

極力保管量を少なくするため、必要最小限を購入し、有効期限内に使用しましょう。保管庫は直接日光の当たらない、冷涼・乾燥した場所に設け、関係者以外が使用できないように施錠しましょう。危険物に指定されている薬剤を管理する場合は、法令に従って管理しましょう。

※ リスクアセスメント：化学物質やその製剤の持つ危険性や有害性を特定し、それによる作業従事者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減を検討することです。

（参考）法令上の主な義務等

【化学物質】

事業者は、一定の危険性・有害性のある化学物質を取り扱おうとする場合は、危険性・有害性等の調査を実施しなければなりません（労働安全衛生法第 57 条の 3 第 1 項）。また、この調査の結果に基づき、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなくてはなりません（労働安全衛生法第 57 条の 3 第 2 項）

化学物質の販売元から通知された危険性・有害性の情報について、当該化学物質を取り扱う各作業場の見やすい場所に常時掲示等することにより、当該物を取り扱う労働者に周知させなければなりません（労働安全衛生法第 101 条第 4 項）。

【危険物】

指定数量以上の危険物は、貯蔵所（車両に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所を含む。）以外の場所でこれを貯蔵し、又は製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所でこれを取り扱ってはならない。ただし、所轄消防長又は消防署長の承認を受けて指定数量以上の危険物を、十日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱う場合は、この限りでない（消防法第 10 条第 1 項）。

【有機溶剤等の貯蔵】

事業者は、有機溶剤等を屋内に貯蔵するときは、有機溶剤等がこぼれ、漏えいし、しみ出し、又は発散するおそれのないふた又は栓をした堅固な容器を用いるとともに、その貯蔵場所に、次の設備を設ける義務があります（有機溶剤中毒予防規則第 35 条）。

- 一 関係労働者以外の労働者がその貯蔵場所に立ち入ることを防ぐ設備
- 二 有機溶剤の蒸気を屋外に排出する設備

【空容器の処理】

事業者は、有機溶剤等を入れてあつた空容器で有機溶剤の蒸気が発散するおそれのあるものについては、当該容器を密閉するか、又は当該容器を屋外の一定の場所に集積しておく義務があります（有機溶剤中毒予防規則第 36 条）。

1-(3)-② 機械や刃物等の日常点検・整備・保管を適切に行う。

【取組の必要性】

機械や刃物等の不具合が発生すると、事故が発生しやすい不安全な状態となり、生産性の低下にもつながります。そのため、使用前又は定期的に行う点検・整備や保管を適切に実施し、不具合を防止することが重要です。

【具体的な取組内容等】

労働安全衛生法では、一定の機械や道具等の始業前点検や定期点検、安全装置等の点検等が義務付けられています。義務のないものであっても、リスクや使用頻度や耐久性を考慮し、始業前点検や定期点検を実施しましょう。

なお、機械の点検、整備、掃除の際は、確実に機械の稼働を停止し、元スイッチを切るなど機械が不意に起動しないための措置を講じてから実施することを徹底しま

しょう。また、起動装置に錠を掛け、表示板を取り付けるなど、点検等の従事者以外の者が当該機械を稼働させることを防止するための措置や、機械停止時のみ開けられるように安全柵と運転再開・停止のインターロックを行うなどの措置を講じることも重要です。点検等の作業後起動させる際は、必ず他の従事者の安全を確認してから起動することを徹底しましょう。

（参考） 法令上の主な義務等

【定期自主検査】

事業者は、ボイラー、乾燥設備、フォークリフト等においては、定期的に自主検査を行い、その結果を記録しておく義務があります（労働安全衛生法第 45 条、労働安全衛生法施行令第 15 条）。

【安全装置等の有効保持】

事業者は、法及びこれに基づく命令により設けた安全装置、覆い、囲い等が有効な状態で使用されるようそれらの点検及び整備を行う義務があります（労働安全衛生規則第 28 条）。

【木材加工用機械作業主任者の職務】

事業者は、木材加工用機械作業主任者に、木材加工機械及びその安全装置の点検等を行わせる義務があります（労働安全衛生規則第 130 条）。

【点検】

事業者は、フォークリフトを用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、次の事項について点検を行う義務があります（労働安全衛生規則第 151 条の 25）。

- 一 制動装置及び操縦装置の機能
- 二 荷役装置及び油圧装置の機能
- 三 車輪の異常の有無
- 四 前照灯、後照灯、方向指示器及び警報装置の機能

【作業開始前点検】

事業者は、高所作業車を用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、制動装置、操作装置及び作業装置の機能について点検を行う義務があります（労働安全衛生規則第 194 条の 27）。

【掃除等の場合の運転停止等】

事業者は、機械（刃部を除く。）の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止する義務があります。また、事業者は、前述により機械の運転を停止したときは、当該機械の起動装置に錠を掛け、当該機械の起動装置に表示板を取り付ける等同作業に従事する労働者以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じる義務があります（労働安全衛生規則第 107 条）。

【刃部のそうじ等の場合の運転停止等】

事業者は、機械の刃部のそうじ、検査、修理、取替え又は調整の作業を行なうときは、機械の運転を停止する義務があります。また、事業者は、前述により機械の運転を停止したときは、当該機械の起動装置に錠をかけ、当該機械の起動装置に表示板を取り付ける等同作業に従事する労働者以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じる義務があります（労働安全衛生規則第 108 条）。

1-(3)-③ 資機材、設備等を導入・更新する際には、無人化機械等を含め、可能な限り安全に配慮したものを選択する。

【取組の必要性】

人の注意力には限界があり、ミスをするものです。人がミスをして、より事故に結びつきにくい資機材、設備等の選択が求められます。

資機材等を使用する側が、適切な知識や技能を持って安全に使用することも重要ですが、安全性の高い資機材を選択することも重要です。

「機械の包括的な安全基準に関する指針（厚生労働省）」では、機械を安全に使用するため、機械を使用する事業者には、可能なものは本質的安全設計方策^(※)で対応することが望まれています。

※ 設計上の配慮・工夫により、

- ① 危険源そのものをなくす、又は危険源に起因するリスクを低減する、又は危険源になることを防止すること
 - ② 作業者が危険区域に入る必然性をなくす、又は頻度を低減すること
- をいいます。

【具体的な取組内容等】

資機材、設備等を新たに導入・更新する際には、リスクの程度、現場の実態も踏まえ、無人化機械等を含め、可能な限り安全に配慮したものを選択しましょう。

（参考） 法令上の主な義務等

【事業者の講ずべき措置等】

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じる義務があります（労働安全衛生法第20条）。

- 一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

【譲渡等の制限等】

事業者は、特定機械等以外のフォークリフトやチェーンソー等は、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはなりません（労働安全衛生法第42条）。

【丸のこ盤の反ばつ予防装置】

事業者は、木材加工用丸のこ盤（横切用丸のこ盤その他反ばつにより労働者に危険を及ぼすおそれのないものを除く。）には、割刃その他の反ばつ予防装置を設ける義務があります（労働安全衛生規則第122条）。

【丸のこ盤の歯の接触予防装置】

事業者は、木材加工用丸のこ盤（製材用丸のこ盤及び自動送り装置を有する丸のこ盤を除く。）には、歯の接触予防装置を設ける義務があります（労働安全衛生規則第123条）。

【帯のこ盤の歯及びのこ車の覆い等】

事業者は、木材加工用帯のこ盤の歯の切断に必要な部分以外の部分及びのこ車には、覆い又は囲いを設ける義務があります（労働安全衛生規則第124条）。

【帯のこ盤の送りローラーの覆い等】

事業者は、木材加工用帯のこ盤のスパイクつき送りローラー又はのこ歯形送りローラーには、送り側を除い

て、接触予防装置又は覆いを設ける義務があります。ただし、作業者がスパイクつき送りローラー又はのこ歯形送りローラーを停止することができる急停止装置が設けられているものについては、この限りではありません（労働安全衛生規則第 125 条）。

【手押しかな盤の刃の接触予防装置】

事業者は、手押しかな盤には、刃の接触予防装置を設ける義務があります（労働安全衛生規則第 126 条）。

【面取り盤の刃の接触予防装置】

事業者は、面取り盤（自動送り装置を有するものを除く。）には、刃の接触予防装置を設ける義務があります。ただし、接触予防装置を設けることが作業の性質上困難な場合において、労働者に治具又は工具を使用させたときは、この限りではありません（労働安全衛生規則第 127 条）。

1－(4) 作業環境の改善

1－(4)－① 職場や個人の状況に応じ、適切な作業分担を行う。また、日々の健康状態に応じて適切に分担を変更する。

【取組の必要性】

作業事故の発生リスクは、従事者の経験値、身体能力等により異なります。職場や個人の状況に応じ、従事者が安全に働けるよう、適切な作業分担を行うことが重要です。

【具体的な取組内容等】

事業者は、健康診断の結果等従事者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換及び労働時間の短縮など適切な措置を講じる義務があります。

作業環境、作業人数、熟練者の配置の有無、当該従事者の免許の有無、身体能力、経験、熟練度、当日の体調などに応じ、適切な配置を行いましょう。

(参考) 法令上の主な義務等

【中高年齢者等についての配慮】

事業者は、中高年齢者その他労働災害の防止上その就業に当たって、特に配慮を必要とする者については、これらの者の心身の条件に応じて適正な配置に努める義務があります(労働安全衛生法第62条)。

【作業の管理】

事業者は、労働者の健康を配慮して、労働者の従事する作業を適切に管理するよう努める義務があります(労働安全衛生法第65条の3)。

【健康診断実施後の措置】

事業者は、健康診断による医師の意見を勘案し、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等適切な措置を講じる義務があります(労働安全衛生法第66条の5)。

1－(4)－② 高齢者を雇用する場合は、高齢に配慮した作業環境の整備、作業管理を行う。

【取組の必要性】

働く高齢者が増える一方で、高齢者は、身体機能が低下すること等により若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化する傾向があります。体力に自信がない人や仕事に慣れていない人を含め全ての人の作業事故防止のためにも、高齢者目線で働きやすい職場作りをすることが重要です。

【具体的な取組内容等】

高齢者でも安全に働き続けることができるよう、通路を含めた作業場の照度の確保、階段の手摺りの設置、通路の段差の解消、不自然な作業姿勢をなくす工夫(作業台の

高さや作業対象物の配置の改善等）等を行いましょう。

また、作業場の状況に応じて、短時間勤務・隔日勤務等の導入や、注意力を必要とする作業や身体的な負担の大きな作業では、作業時間・休憩時間の工夫を検討しましょう。特に、暑熱な環境では、意識してこまめな水分や塩分補給を推奨しましょう。

さらに、主に高齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施し、個々の高齢者の健康や体力の状況を踏まえ、作業負荷の軽減などの対応に努めましょう。

（参考） エイジフレンドリーガイドライン

厚生労働省は、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（令和2年3月16日付け基安発0316 第1号）（通称：フレンドリーガイドライン）により、高年齢労働者の雇用状況や業務内容等の実情に応じた多様な取組を促進しています。

1-(4)-③ 安全な作業手順、作業動作、機械・器具の使用方法等を明文化又は可視化し、全ての従事者が見ることができるようにする。

【取組の必要性】

事故の多くは、誤った作業方法や不安全な動作をした際に発生しており、正しい手順、使用法等の徹底は、作業事故防止に効果があります。

これらを徹底するため、注意点等全ての従事者が閲覧、理解することができる掲示等を行うことが重要です。掲示は他に従事者がいない場合であっても、自身のために実施しましょう。

【具体的な取組内容等】

安全な作業手順、作業動作、機械・器具の使用方法等について、マニュアル化し事業場内に備え付けることや、手順や使用方法・禁止事項等を作業現場に掲示すること等により、徹底しましょう。

1-(4)-④ 現場の危険個所を予め特定し、改善・整備や注意喚起を行う。

【取組の必要性】

事故を防ぐためには、現場の作業環境において、どのような危害要因（危険な場所、危険なもの、危険な状態）があるか、どの程度危険なのかを把握し、可能な限り作業環境を改善・整備するとともに、注意喚起を行うなどリスクアセスメントに取り組む必要があります。

【具体的な取組内容等】

現場の危険箇所を特定し、人と機械の距離を安全に保つ必要がある危険区域、転倒が生じやすい通路の段差、無理な体勢を強いる作業台等、作業事故の要因と考えられ

るものについては、リスクの程度を勘案し、優先順位をつけて、改善や整備を行いましょ

う。
危険箇所のうち、直ちに改善・整備ができないものは、ステッカー等により、危険箇所であることを見やすい箇所に表示しましょう。

危険箇所とは、場所・機械等に限らず、工程や作業内容も含みます。また、季節・時間帯・身体条件（身長等）により事故発生の度合いが大きく異なる場合には、その旨も注意喚起を行いましょ

（参考） 法令上の主な義務等

【事業者の講ずべき措置等】

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じる義務があります（労働安全衛生法第 20 条）。

- 一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じる義務があります（労働安全衛生法第 22 条）。

- 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- 二 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
- 三 計器監視、精密工作等の作業による健康障害
- 四 排気、排液又は残さい物による健康障害

事業者は、労働者を就業させる建設物その他の作業場について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持のため必要な措置を講じる義務があります（労働安全衛生法第 23 条）。

事業者は、労働者の作業行動から生ずる労働災害を防止するため必要な措置を講じる義務があります（労働安全衛生法第 24 条）。

【事業者の行うべき調査等】

一定の業種の事業者は、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならないとされています。（労働安全衛生法第 28 条の 2）

【立入禁止】

事業者は、自動送材車式帯のご盤の送材機と歯との間に労働者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示する義務があります（労働安全衛生規則第 128 条）。

1-(4)-⑤ 4 S（整理・整頓・清潔・清掃）活動を行う。

【取組の必要性】

4 S 活動とは、「整理・整頓・清潔・清掃」を日常的に実施するものであり、転倒・転落災害や荷による災害の防止に効果があると言われています。4 S 活動ができていない現場では、置くべきでない場所に物が置かれていて、物を運搬するときに手間取ったり、つまずいたり、作業スペースが確保できず接触事故が起こりやすくなります。

また、整理・整頓ができていないと、物を探すことに時間を取られ、非効率です。

【具体的な取組内容等】

作業前の準備、作業後の片付けの一部など、日常業務の一環として、「4 S 活動」を実践し、作業の効率化やリスクの軽減を図りましょう。

特に、作業床面は、のこ屑、端材、樹皮等により、つまずき、滑り、転倒等が生じないように常に清掃するようにしましょう。

(参考) 法令上の主な義務等

事業者は、日常行う清掃のほか、大掃除を6か月以内に1回、定期的に、統一的に行う義務があります(労働安全衛生規則第619条)。

(参考) 厚生労働省「職場の安全サイト」 安全衛生キーワード(抜粋)

4S(よんえす)は、安全で、健康な職場づくり、そして生産性の向上をめざす活動で、整理(Seiri)、整頓(Seiton)、清掃(Seiso)、清潔(Seiketsu)を行う事をいいます。しつけ(Shitsuke)を加えて5Sも普及しています。

- 1 「整理」は、必要なものと不要なものを区分し、不要、不急なものを取り除くことです。
- 2 「整頓」は、必要なものを、決められた場所に、決められた量だけ、いつでも使える状態に、容易に取り出せるようにしておくことです。
- 3 「清掃」は、ゴミ、ほこり、かす、くずを取り除き、油や溶剤など隅々まできれいに清掃し、仕事をやりやすく、問題点が分かるようにすることです。転倒などの災害を防ぐことも大事なことです。
- 4 「清潔」は、職場や機械、用具などのゴミや汚れをきれいに取って清掃した状態を続けることと、そして作業員自身も身体、服装、身の回りを汚れの無い状態にしておくことです。

1－(5) 事故事例やヒヤリ・ハット事例などの情報の分析と活用

1－(5)－① 行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事故事例やヒヤリ・ハット事例を積極的に収集・分析・共有し、再発防止策を講じるとともに危険予知能力を高める。

【取組の必要性】

「ヒヤリ・ハット」とは、事故にまでは至らないものの、事故が発生する可能性が高かったと感じた事象です。ハインリッヒの法則では、「1件の重い災害の背後には、29回の軽傷（応急手当だけですむかすり傷）、傷害のない事故が300回起きている。」と言われ、軽微な事故事例やヒヤリ・ハット事例も、危険要因を把握し、対策を講じることができる貴重な情報です。これを活用して、再発防止や未然防止に役立てるとともに、個々人の危険予知能力を高めることが重要です。

【具体的な取組内容等】

事業場内で発生した軽微な負傷を含む事故事例やヒヤリ・ハット事例について、事業場の実情に適した方法で把握する仕組みを作りましょう。

ヒヤリ・ハット事例を報告しやすい環境を作ることも重要です。

また、把握した事例については、原因を分析し、再発防止策を講じましょう。

1－(5)－② 実施した作業安全対策の内容を記録する。

【取組の必要性】

実施した作業安全対策の内容の記録は、作業安全対策を講じた大切な証拠です。実施した作業安全対策の内容を記録することで、進捗状況を把握でき、他の従事者と情報共有できる材料となります。

また、不幸にも事故が生じた場合には、その原因分析に役立つこともあります。

【具体的な取組内容等】

実施した資機材・設備等の点検や、参加した研修、作業環境の改善など実施した作業安全対策の内容や日付、その他必要な情報を記録しておきましょう。

事故やヒヤリ・ハットが発生した場合には、その状況・原因や、その後に講じた対策の内容を記録し、後日確認参照できるようにしましょう。

2 事故発生時に備える

2－(1) 労災保険への加入等、補償措置の確保

2－(1)－① 経営者や家族従事者を含めて、労災保険やその他の補償措置を講じる。

【取組の必要性】

考え得る十分な安全対策を講じていたとしても、人が作業に携わる限り事故の発生リスクをゼロにすることはできないため、労災保険等の経済的補償の備えは重要です。

【具体的な取組内容等】

労働者（パートタイマー等を含む。）を1人でも雇用する事業者は、当該労働者について労災保険に加入する義務があります。

また、労働者を雇用する中小事業主は、経営者本人や家族従事者についても労災保険に特別加入することができます。従事者の作業事故のリスクに応じて、任意保険、共済、労災保険の特別加入制度に加入しましょう。

（参考） 法令上の主な義務等

【災害補償】

労働災害の発生時には、労働者の療養費の負担をする義務があります。また、療養のために働けない場合は休業補償を行う義務があります。また、障害が残る場合は、障害補償を行う義務があります（労働基準法第75条・第76条・第77条）。

労働者を1人でも使用する事業者は、当該労働者について労働者災害補償保険に加入する義務があります（労働者災害補償保険法第3条第1項）。

2－(2) 事故後の速やかな対応策、再発防止策の検討と実施

2－(2)－① 事故が発生した場合の対応（救護・搬送、連絡、その後の調査、労基署への届出、再発防止策の策定等）の手順を明文化する。

【取組の必要性】

作業事故が発生した場合、被災者の救護など迅速な対応が求められます。事故が発生した際に、慌てず、冷静に対応できるように、あらかじめ手順について従事者全員が理解しておく必要があります。

他に従事者がいない場合であっても、万が一の対応を家族が実施できるよう手順を明文化しておきましょう。

【具体的な取組内容等】

作業事故が発生した場合の対応について、段階的に必要となる被災者の救護・搬送、家族や労働基準監督署等への連絡、事故状況の把握・原因調査、労働基準監督署への届出、再発防止策の検討と実施等の手順や連絡先等をあらかじめ整理し、関係者に周知しておきましょう。

また、内容を定期的に見直しましょう。

（参考） 法令上の主な義務等

【労働者死傷病報告】

労働災害等により労働者が死亡又は休業した場合には、労働者死傷病報告等を労働基準監督署長に提出する義務があります（労働安全衛生規則第97条）。

2－(3) 事業継続のための備え

2－(3)－① 事故により従事者が作業に従事ができなくなった場合等に事業が継続できるよう、あらかじめ方策を検討する。

【取組の必要性】

近年の自然災害の多発、感染症の拡大等を背景として、緊急事態に直面した際の影響を可能な限り抑えるため、事業継続計画の策定が奨励されています。

作業事故が生じた際も同様であり、事前の方策の検討、準備が必要です。

【具体的な取組内容等】

事業に必要となる人員等を把握し、交代要員の確保やその状況に応じた生産規模を検討すること、機械作業等において作業手順マニュアルを誰でも見ることができる場所に設置しておくことや、他の従事者が代替できるよう普段から業務のシェアを推進すること等、事故発生時の事業継続の方策について、話し合いや検討を行いましょう。

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：木材産業） 事業者団体向け（案）

1 構成員の作業安全確保のために必要な支援を行う（共通規範3関係）

- ① 構成員の意識改革のための啓発活動を実施する。
- ② 構成員に対し、最新の知見や優良事例等に関する様々な情報を積極的に提供する。
- ③ 構成員の安全対策の対応力の向上のための研修の実施や、外部の研修の紹介を行う。
- ④ 構成員が共同利用する場所等を管理している場合は、安全に配慮して作業環境の改善や整備を行う。
- ⑤ 構成員の安全に配慮された資機材等の導入・更新に対し助言や支援を行う。
- ⑥ 行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事故事例やヒヤリ・ハット事例を分析・共有し、構成員の安全対策に活かす。
- ⑦ 構成員向けの作業安全に係るガイドライン等の作成又は既存のガイドライン等の周知を行う。
- ⑧ 構成員からの安全対策に係る相談体制を整備する。
- ⑨ 効果的な作業安全対策を講じるために関係機関等との連携を図る。

2 構成員の事故発生時に備えた措置を講じる（共通規範4関係）

- ① 構成員の労災保険等の加入状況や意向等を把握し、補償措置の確保を支援する。
- ② 構成員が事故発生時の事業継続のために行う準備を支援する。また、事故発生時に積極的に支援を行う。

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：木材産業）
事業者団体向け チェックシート（案）

事業者団体名	
記入者 役職・氏名	
記入日	令和 年 月 日

現在の取組状況をご記入下さい。

具体的な事項		○:実施 ×:実施していない △:今後、実施予定 ー:該当しない
1	構成員の作業安全確保のために必要な支援を行う	
1-①	構成員の意識改革のための啓発活動を実施する。	
1-②	構成員に対し、最新の知見や優良事例等に関する様々な情報を積極的に提供する。	
1-③	構成員の安全対策の対応力の向上のための研修の実施や、外部の研修の紹介を行う。	
1-④	構成員が共同利用する場所等を管理している場合は、安全に配慮して作業環境の改善や整備を行う。	
1-⑤	構成員の安全に配慮された資機材等の導入・更新に対し助言や支援を行う。	
1-⑥	行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事故事例やヒヤリ・ハット事例を分析・共有し、構成員の安全対策に活かす。	
1-⑦	構成員向けの作業安全に係るガイドライン等の作成又は既存のガイドライン等の周知を行う。	
1-⑧	構成員からの安全対策に係る相談体制を整備する。	
1-⑨	効果的な作業安全対策を講じるために関係機関等との連携を図る。	
2	構成員の事故発生時に備えた措置を講じる	
2-①	構成員の労災保険等の加入状況や意向等を把握し、補償措置の確保を支援する。	
2-②	構成員が事故発生時の事業継続のために行う準備を支援する。また、事故発生時に積極的に支援を行う。	

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：木材産業） 事業者団体向け 解説資料（案）

はじめに：本解説資料について

「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：木材産業）」（以下、「個別規範」という。）は、農林水産省に設置された「農林水産業・食品産業の現場の新たな作業安全対策に関する有識者会議」の議論を経て、林野庁において定めたもので、木材産業の事業者や事業者団体が、作業安全対策の推進のために取り組むべき事項を示したものです。

事業者団体向けの個別規範に示す各取組事項については、小規模な事業者では安全対策や事故発生時に備えた措置を講じるための十分な専門的知識や時間を確保することが困難な場合も多いと考えられることから、各事業者団体の役割や能力に応じ、構成員に必要な助言や支援を講じていただくために期待される取組を示したものです。

本解説資料は、個別規範の各項目の内容を補足するものですので、個別規範の活用にあたり、必要に応じ御参照ください。

1 構成員の作業安全確保のために必要な支援を行う

1-① 構成員の意識改革のための啓発活動を実施する。

【取組の必要性】

作業事故防止のためには、業界団体が一丸となり安全意識を高めていくことが重要です。そのため、団体から構成員へ安全意識の向上のための働きかけを行うことが重要です。

【具体的な取組内容等】

作業事故防止に向けたスローガンを掲げる等の団体独自の活動の実施や、林野庁、厚生労働省、都道府県（以下「行政機関」という。）、林業・木材製造業労働災害防止協会（以下「林災防」という。）等が作成したパンフレット等の啓発資材の紹介、構成員を参集する会議等における専門家の講演等を実施しましょう。また、林材業ゼロ災推進中央協議会が実施する林材業ゼロ災運動等も含みます。

1-② 構成員に対し、最新の知見や優良事例等に関する様々な情報を積極的に提供する。

【取組の必要性】

事業者団体として安全に対する最新の知見や情報を積極的に収集し、構成員へ提供することは、構成員の安全意識を向上させるうえで重要です。

【具体的な取組内容等】

行政機関や林災防等のホームページや情報誌等を通じ、安全対策に関する情報を積極的に収集し、構成員へ提供しましょう。

1-③ 構成員の安全対策の対応力の向上のための研修の実施や、外部の研修の紹介を行う。

【取組の必要性】

安全対策に関する研修・教育等を受けることは、安全に作業を行うために必要なことです。事業者団体が安全対策に関する研修を行ったり、外部の研修の紹介を行うことで、構成員が自ら実施することが困難な場合でも、効率的に安全対策を講じていくことができます。

【具体的な取組内容等】

構成員が参集する会議等において、外部専門家による安全に関する講演等を実施し

たり、林災防等が実施する研修や講習会（技能講習、安全衛生特別教育、能力向上教育等）の紹介を行いましょう。

1-④ 構成員が共同利用する場所等を管理している場合は、安全に配慮して作業環境の改善や整備を行う。

【取組の必要性】

構成員が共同で利用する乾燥機や製品市場等を管理している場合、事業者団体等が中心となって安全対策を講じることが重要です。

【具体的な取組内容等】

構成員が共同で利用する乾燥機や製品市場等を管理している場合は、作業安全上の危険箇所を確認し、把握した危険箇所については、張り紙等の注意喚起や、必要に応じて改善・整備を行い、安全に作業できる環境づくりに努めましょう。

1-⑤ 構成員の安全に配慮された資機材等の導入・更新に対し助言や支援を行う。

【取組の必要性】

資機材等を適切な知識や技能を持って安全に使用することに加えて、導入・更新する際にあらかじめ作業事故が発生するリスクの少ない資機材を選択することも重要です。事業者団体としても安全な資機材等の最新情報を収集し、構成員が資機材を導入・更新する際に安全面からも検討できるよう助言等を行うことが重要です。

【具体的な取組内容等】

木材加工用機械等の安全性に関する情報、作業の安全性を高める用具・防具の情報のほか、これらの導入に際して活用できる行政機関の支援等に関する情報提供等を実施しましょう。

1-⑥ 行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事故事例やヒヤリ・ハット事例を分析・共有し、構成員の安全対策に活かす。

【取組の必要性】

事故事例やヒヤリ・ハット事例の収集は作業事故の防止対策を講じるうえで貴重な情報となります。構成員が安全対策に活かせるよう、事故事例やヒヤリ・ハット事例の情報を集め、そこから根本的な原因を分析し、再発防止策について構成員に周知していくことが重要です。

【具体的な取組内容等】

行政機関及び林災防等における作業事故の分析結果、林材業ゼロ災推進中央協議会においてとりまとめられる情報等を活用し、構成員へ周知しましょう。

1-⑦ 構成員向けの作業安全に係るガイドライン等の作成又は既存のガイドライン等の周知を行う。

【取組の必要性】

作業事故の大部分は、誤った作業方法や従事者の不安全行動が関係して発生しています。いくら作業事故を防止するための対策をとっても、従事者が自分勝手な方法で作業をしては、安全は確保できません。このため、作業安全に係るガイドライン等の作成又は、既存のガイドラインの活用により、構成員へ周知することは重要です。

【具体的な取組内容等】

厚生労働省が作成している木材加工用機械（丸のこ盤、帯のこ盤等）の使用等に関するガイドライン（林災防のホームページにおいても掲載）等既存のガイドラインを活用するなど、構成員に必要な作業安全に係るガイドライン等について情報提供を行いましょう。

1-⑧ 構成員からの安全対策に係る相談体制を整備する。

【取組の必要性】

安全対策を推進するためには、構成員が、いつでも相談しやすい・相談できる環境を整えておくことは重要です。

【具体的な取組内容等】

構成員が安全対策について、いつでも相談しやすい・相談できる環境を整えるほか、構成員同士で安全対策の事例を共有できる場の設定等を行いましょう。

1-⑨ 効果的な作業安全対策を講じるために関係機関等との連携を図る。

【取組の必要性】

効果的な作業安全対策を講じるためには、作業安全に係る関係機関と連携し、安全対策を講じていくことが重要です。

【具体的な取組内容等】

行政機関のほか、林災防、中央労働災害防止協会、林材業ゼロ災推進中央協議会など作業安全に係る関係機関と連携し、効果的な作業安全対策を講じましょう。

2 構成員の事故発生時に備えた措置を講じる

2-① 構成員の労災保険等の加入状況や意向等を把握し、補償措置の確保を支援する。

【取組の必要性】

労働者（パートタイマー等を含む）を1人でも雇用する事業者は、従業員が安心して働けるよう一定の補償を行える労災保険に加入する義務があります。

また、従業員と同じような作業に就いて作業事故の危険にさらされている家族従事者などに対しても、労災保険への特別加入や任意保険へ加入させることが望まれます。

【具体的な取組内容等】

構成員に対し、労災保険の加入を徹底するほか、事業主や家族従事者の労災保険特別加入や民間保険・共済加入を推奨しましょう。

2-② 構成員が事故発生時の事業継続のために行う準備を支援する。また、事故発生時に積極的に支援を行う。

【取組の必要性】

構成員に対し、事故発生時に備えた取組を行うために必要な助言や支援を行うとともに、事故発生時には、迅速に対応できるよう、支援体制を整えておくことも重要です。

【具体的な取組内容等】

構成員が事故発生時の事業継続のために準備を行うよう促すほか、準備に当たっての必要な助言や支援を行いましょう。また、事故発生時には、団体共済保険の手続きを迅速に実施するなど団体の役割に応じて支援を行いましょう。